

学校施設有効活用実施要綱の特例に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）附則第5項の規定に基づき、「学校施設のさらなる有効活用に向けた実証実験」（以下「実証実験」という。）の実施に伴う学校施設有効活用実施要綱（以下「実施要綱」という。）の特例を定めるものである。

(実証実験の対象及び期間)

第2条 実証実験は、川崎市立小杉小学校、川崎市立高津小学校、川崎市立菅小学校、川崎市立臨港中学校及び川崎市立御幸中学校（以下「実施校」という。）において実施する。

2 実証実験は、令和5年1月1日から令和6年9月30日まで実施する。

(実証実験において使用する予約管理システム)

第3条 実証実験では、株式会社構造計画研究所が提供する「まちかぎりモート」（以下「予約管理システム」という。）を使用する。

(利用申込みの特例)

第4条 実施校の登録団体は、実施要綱第13条第1項に規定する利用申込みを予約管理システムを使用する方法により行わなければならない。

2 前項の規定による利用申込みがあった場合、実施要綱様式2により利用申込みがあったものとみなす。

3 実施校の登録団体は、実施要綱第13条第3項に規定する届出を予約管理システムを使用する方法により行うことができる。

4 前項の規定による届出があった場合、実施要綱様式9により届出があったものとみなす。

5 第1項の規定による利用申込み及び第3項の規定による届出は、教育委員

会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に教育委員会に到達したものとみなす。

(利用許可の特例)

第5条 教育委員会は、実施校における実施要綱第13条第1項に規定する利用許可を予約管理システムを使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定による利用許可を行った場合、実施要綱様式3により利用許可があったものとみなす。

3 第1項の規定による利用許可は、当該利用許可を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該利用許可を受ける者に到達したものとみなす。

(利用報告書の提出の特例)

第6条 実施校の利用団体は、実施要綱第16条第1項に規定する利用報告を省略することができる。

2 実施校の学校施設開放運営委員会は、実施要綱第16条第2項に規定する利用報告を省略することができる。

附 則

この要綱は、川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則(令和5年川崎市教育委員会規則第1号)の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。